

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社クルーパー		コード	7134
提出日	2021/12/23	異動（予定）日	2021/12/23	
独立役員届出書の提出理由	上場に伴う届出のため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	福島 泰三	社外取締役	○										△							有
2	佐藤 麻子	社外取締役	○												○					有
3	鳥山 秀弘	社外監査役	○												△					有
4	高橋 知久	社外監査役	○												△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	福島泰三氏は、当社の単独株式移転前の前身である㈱アップガレージにおいて監査契約を締結していた有限責任監査法人トーマツ（現当社の会計監査人）の会計監査業務等の業務補助者として、2003年7月から2010年6月まで当社の会計監査を担務し、2015年10月まで勤務していましたが、同法人を退所して6年以上を経過しており、現時点において同法人との顧問契約もないことから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと考えております。	公認会計士・税理士として財務会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。また同氏は東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員として指定しております。
2	佐藤麻子氏は、当社が2015年9月より法律顧問契約を締結している弁護士高橋理一郎氏が代表弁護士を務めているR&G横浜法律事務所に勤務しておりますが、当社は同所の多くある顧問先の1つであり、毎月支払う顧問料（日々の各種相談費用含む）も一般的な金額と考えており、同所が多額な金銭その他を得ている法律専門家には該当しないと判断しております。また、同氏は日々の相談も顧問契約書に記載されている弊社担当弁護士ではないことから、業務に関する相談等を行っていないこともあり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと考えております。	弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員として指定しております。
3	鳥山秀弘氏は、当社の単独株式移転前の前身である㈱アップガレージにおいて監査契約を締結していた有限責任監査法人トーマツ（現当社の会計監査人）のIT関係の特種情報処理技術者（ディレクター：非監査業務）として、2000年1月から2019年1月まで当社のシステム運用関係の助言を担務し、2019年1月の定年退職まで勤務しておりました。また、同法人退所後の2019年2月～3月まで当社システムに関するリスク調査等の業務委託契約を締結しておりましたが、契約の報酬については一時的で一般的な金額の報酬であり多額な金銭には該当しないと判断しております。さらに、同法人を退所して2年9カ月以上を経過しており、現時点において同法人との顧問契約もないことから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと考えております。	管理実務及び監査役監査に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員として指定しております。
4	高橋知久氏は、当社の単独株式移転前の前身である㈱アップガレージにおいて監査契約を締結していた有限責任監査法人トーマツ（現当社の会計監査人）の会計監査業務等の業務補助者として、2004年1月から2009年2月まで当社の会計監査を担務し、2015年9月まで勤務していましたが、同法人を退所して6年以上を経過しており、現時点において同法人との顧問契約もないことから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと考えております。	公認会計士として、監査に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

当社は、社外取締役の選任にあたっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準に基づき選任しております。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。